



平成 23 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 野口 憲三
(コード番号 8032 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 管理・企画統括
岡崎 昭彦
(TEL 03-3270-1311)

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止と、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の当社第 149 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行うもので、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を喚起し、株主重視の経営意識を更に高めることを目的とするものです。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会終結時をもって廃止し、定時株主総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金については、打切り支給としたうえで当該各役員の退任時に支払う予定です。

なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金の打切り支給については、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

(2) 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入

役員退職慰労金の廃止に伴い、取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションを導入いたします。導入の目的は、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や志気を一層高めることとあります。

取締役に対するストックオプションについては、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、別紙のとおりといたします。

以上

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、1個当たりの株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株といたします。
なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要と認める調整を行うものといたします。
- ②新株予約権の総数
450,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年間以内の日に当社の取締役を割当先として発行する新株予約権の上限といたします。
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。
- ⑥新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものといたします。その他の行使の条件については、当社取締役会において決定するものといたします。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。
- ⑧新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。
- ⑨新株予約権のその他の内容
上記①から⑧の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以上